

# (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

## 有限会社たすけあい

この規程は、有限会社たすけあい（以下「事業所」という。）が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業および指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （事業の目的）

第1条 事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### （事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム たすけあい
- (2) 所在地 千葉県香取市岩部1095番地1

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤・兼務）  
事業所の職員等の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画担当者 1名 （常勤・兼務）  
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。
- (3) 介護職員 最低人数以上  
利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、更衣等必要な援助を行う。
- (2) 日常生活上の世話をを行う。
- (3) 日常生活の中での機能訓練を行う。
- (4) 入居者又はその家族に対して、相談に適切に応じるとともに、必要な援助を行う。
- (5) 常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養や利用者の嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行う。

また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り食堂で行う。

(介護計画の作成)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、おかれている環境を踏まえて、個別に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第10条 事業所が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合とする。

- 2 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 家賃	45,000円～48,000円(月額)
(2) 食費(食材料費)	1,600円(日額) (朝食:400円、昼食:600円(おやつ代含)、夕食:600円)
(3) 水道光熱費	24,500円(月額)
(4) 敷金	100,000円
(5) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。	

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。
- 4 月の途中における入居または退去については、日割り計算とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指

定期日までに受けるものとする。

- 6 生活保護法に基づく利用者に関しては、当該扶養の適用範囲内における費用とする。
- 7 退去時、極度に居室の汚れ等が明らかであった場合は、居室の修繕費を徴収する場合がある。  
(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(入退居にあたっての留意事項)

第12条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ、次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷、他害の恐れがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去していただく場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退去に、必要な援助を行うよう努める。

(秘密の保持)

第13条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は、家族の同意を得る。

(苦情処理)

第14条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第15条 利用者に対する介護サービスの提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第16条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 職員は、感染症に関する知識の習得に努める。
  - 3 事業所において、食中毒及び感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じ

るものとする。またこれらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護従事者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第20条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域との連携を図り、避難訓練を行う。

(事業継続計画)

第21条 事業継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(協力病院等)

第22条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲 示)

第23条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(地域との連帯等)

第24条 事業所の運営にあたって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(会計区分)

第25条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(その他運営についての重要事項)

第26条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社たすけあいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。